

令和6年 第10回 宇都宮市教育委員会

付 議 事 件 表

令和6年7月22日

1 審議事項

議案番号	件 名	頁	会議公開 (予定)
議案第26号	令和7年度宇都宮市教育委員会組織・定員の方針について	1	×
議案第27号	宇都宮市教育センター条例施行規則等の一部改正	2	○

2 協議事項

議案番号	件 名	頁	会議公開 (予定)
協議第2号	指定管理候補者の案について	3	×

2 報告事項

議案番号	件 名	頁	会議公開 (予定)
報告第36号	令和6年度宇都宮市返還免除型育英修学資金貸付者の選考結果について	4	○
報告第37号	育英事業における収納対策について	5	○
報告第38号	教育行政相談の内容と対応について	6	×

3 その他

番号	件 名	頁	会議公開 (予定)
(1)	第38回宇都宮マラソン大会の開催について	資料	○

議案第 27 号

宇都宮市教育センター条例施行規則等の一部改正

宇都宮市教育センター条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 6 年 7 月 22 日提出

宇都宮市教育委員会

教育長 小堀 茂雄

宇都宮市教育センター条例施行規則等の一部を改正する規則

(宇都宮市教育センター条例施行規則の一部改正)

第 1 条 宇都宮市教育センター条例施行規則(平成 3 年教育委員会規則第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 18 条を第 21 条とし、第 17 条を第 20 条とする。

第 16 条の 2 第 1 項中「第 15 条第 1 項」を「第 17 条第 1 項」に改め、同条第 2 項中「第 15 条第 2 項」を「第 17 条第 2 項」に改め、同条を第 19 条とする。

第 16 条を第 18 条とし、第 13 条から第 15 条までを 2 条ずつ繰り下げ、第 12 条の次に次の 2 条を加える。

(行為の禁止)

第 13 条 センター敷地内においては、撮影、録音、録画、放送その他これらに類する行為(教育委員会が行う記者会見等において報道機関が行うもののその他公務上支障がないものとして教育長が認めるものを除く。)をしてはならない。

(違反者に対する措置)

第 14 条 教育長は前条の規定に違反する者に対して、行為を禁止し、又はセンター敷地への立入りを拒み、若しくは退去を命じることができる。

(宇都宮市立学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第 2 条 宇都宮市立学校の管理運営に関する規則(平成 24 年教育委員会規則第 4 号)の一部を次のように改正する。

目次中「第54条」を「第56条」に、「第55条—第58条」を「第57条—第60条」に改める。

第58条を第60条とし、第51条から第57条までを2条ずつ繰り下げ、第50条の次に次の2条を加える。

(行為の禁止)

第51条 学校敷地内においては、撮影、録音、録画、放送その他これらに類する行為（教育委員会が行う記者会見等において報道機関が行うものその他公務上支障がないものとして教育長が認めるものを除く。）をしてはならない。

(違反者に対する措置)

第52条 教育長は前条の規定に違反する者に対して、行為を禁止し、又は学校敷地への立入りを拒み、若しくは退去を命じることができる。

(宇都宮市生涯学習センター条例施行規則の一部改正)

第3条 宇都宮市生涯学習センター条例施行規則（平成14年教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第11条を第14条とし、第10条を第13条とし、第9条の2を第12条とし、第9条を第11条とし、第8条を第10条とし、第7条の次に次の2条を加える。

(行為の禁止)

第8条 センター敷地内においては、撮影、録音、録画、放送その他これらに類する行為（教育委員会が行う記者会見等において報道機関が行うものその他公務上支障がないものとして教育長が認めるものを除く。）をしてはならない。

(違反者に対する措置)

第9条 教育長は前条の規定に違反する者に対して、行為を禁止し、又はセンター敷地への立入りを拒み、若しくは退去を命じることができる。

(宇都宮市立図書館条例施行規則の一部改正)

第4条 宇都宮市立図書館条例施行規則（昭和56年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3条」を「第4条」に、「第4条」を「第5条」に、「第19

条の2」を「第19条」に，「第27条」を「第29条」に，「第28条」を「第30条」に，「第29条―第31条」を「第31条―第33条」に改める。

第6条を削り，第5条を第6条とし，第4条を第5条とし，第3条を第4条とし，第2条の2を第3条とする。

第19条を削る。

第3章第5節中第19条の2を第19条とする。

第31条を第33条とし，第27条から第30条までを2条ずつ繰り下げ，第26条の次に次の2条を加える。

（行為の禁止）

第27条 図書館敷地内においては，撮影，録音，録画，放送その他これらに類する行為（教育委員会が行う記者会見等において報道機関が行うものその他公務上支障がないものとして教育長が認めるものを除く。）をしてはならない。

（違反者に対する措置）

第28条 教育長は前条の規定に違反する者に対して，行為を禁止し，又は図書館敷地への立入りを拒み，若しくは退去を命じることができる。

（宇都宮市立視聴覚ライブラリー条例施行規則の一部改正）

第5条 宇都宮市立視聴覚ライブラリー条例施行規則（昭和56年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第22条を第25条とし，第21条を第24条とし，第20条を第23条とする。

第19条の2第1項中「第18条第1項」を「第20条第1項」に改め，同条第2項中「第18条第2項」を「第20条第2項」に改め，同条を第22条とする。

第19条を第21条とし，第18条を第20条と，第17条第1項中「第11条」を「第14条」に改め，同条を第19条とする。

第16条の次に次の2条を加える。

（行為の禁止）

第17条 視聴覚ライブラリー敷地内においては，撮影，録音，録画，放送

その他これらに類する行為（教育委員会が行う記者会見等において報道機関が行うものその他公務上支障がないものとして教育長が認めるものを除く。）をしてはならない。

（違反者に対する措置）

第 18 条 教育長は前条の規定に違反するものに対して、行為を禁止し、又は視聴覚ライブラリー敷地への立入りを拒み、若しくは退去を命じることができる。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。

（宇都宮市教育委員会の組織及び運営に関する規則の一部改正）

2 宇都宮市教育委員会の組織及び運営に関する規則（平成 14 年教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条第 1 項中「第 28 条第 1 項」を「第 30 条第 1 項」に改め、同条第 2 項中「第 28 条第 2 項」を「第 30 条第 2 項」に改める。

第 20 条中「第 19 条の 2」を「第 19 条」に改める。

第 22 条第 1 項中「第 20 条」を「第 23 条」に改める。

（提案の理由）

教育施設における無断撮影等の迷惑行為を防止するため、当該行為の禁止に係る規定を整備しようとするものです。

宇都宮市教育センター条例施行規則等の一部改正について

1 改正の理由

教育施設における無断撮影等の迷惑行為を防止するため、当該行為の禁止に係る規定を整備しようとするもの

2 改正の背景

- ・ 近年、来庁者がスマートフォン等により職員の対応を無断撮影等し、SNS等へ投稿するなどの迷惑行為（カスタマーハラスメント）が発生している。
- ・ その対策として、市長事務部局においては、宇都宮市庁舎管理規則（以下「庁舎管理規則」という。）を改正し、市有施設（本庁舎や地区市民センター等、市長が管理権限を有する施設）における無断撮影等を禁止している（令和6年5月1日施行）。
- ・ 市として、統一的なカスタマーハラスメント対策を講じる必要があることから、教育施設においても無断撮影等を禁止する規定を整備する。

3 改正の内容

(1) 無断撮影の禁止に係る規定の整備（第1条から第5条関係）

- ・ 教育施設における無断撮影・録音・録画・放送等の禁止
（ただし、公務上支障がないものとして教育長が認めるものを除く（※）。）
- ・ 違反者への退去命令等

※ 公務上支障がないものとして認めるもの（主なもの）

- ・ 教育委員会が行う記者会見等において報道機関が行うもの
- ・ 教職員・市の職員が職務上行うもの
- ・ 保護者や地域住民等の関係者が、教育施設における活動（運動会、部活動、教育相談等）の記録を目的に行うもの
- ・ 貸館利用者が自身の活動の記録を目的に行うもの
- ・ 校長、所長等の施設管理者が認めるもの

(2) 今回の規則改正に伴う引用条文の整理（附則第2項関係）

4 改正する規則

該当条文	規則名
第1条	宇都宮市教育センター条例施行規則
第2条	宇都宮市立学校の管理運営に関する規則
第3条	宇都宮市生涯学習センター条例施行規則
第4条	宇都宮市立図書館条例施行規則
第5条	宇都宮市立視聴覚ライブラリー条例施行規則

※ 上記以外の教育委員会が所管する施設のうち、冒険活動センター及び子どもの家については、市長に管理権限があるため、宇都宮市庁舎管理規則が適用される。また、上河内学校給食センターについては、基本的に市民等が来庁する施設ではないことから、規則の改正は行わない。

5 施行期日

令和6年8月1日

宇都宮市教育センター条例施行規則等の一部を改正する規則
新旧対照表

1 宇都宮市教育センター条例施行規則の一部改正

改 正 前	改 正 後
第1条から第12条まで [略] [条を加える。]	第1条から第12条まで [同左] <u>(行為の禁止)</u> 第13条 センター敷地内においては、撮影、録音、録画、放送その他これらに類する行為（教育委員会が行う記者会見等において報道機関が行うものその他公務上支障がないものとして教育長が認めるものを除く。）をしてはならない。 <u>(違反者に対する措置)</u>
[条を加える。]	第14条 教育長は前条の規定に違反する者に対して、行為を禁止し、又はセンター敷地への立入りを拒み、若しくは退去を命じることができる。
第13条から第16条まで [略] (会議の特例)	第15条から第18条まで [同左] (会議の特例)
第16条の2 第15条第1項の規定にかかわらず、会長は、災害の発生、感染症のまん延の防止その他の理由により、会議を招集することが困難な場合その他やむを得ない理由があると認めるときは、議事の概要を記載した書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を審議会の各委員に回付し、	第19条 第17条第1項の規定にかかわらず、会長は、災害の発生、感染症のまん延の防止その他の理由により、会議を招集することが困難な場合その他やむを得ない理由があると認めるときは、議事の概要を記載した書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を審議会の各委員に回付し、

1 宇都宮市教育センター条例施行規則の一部改正

改 正 前	改 正 後
賛否を問い、会議に代えることができる。 2 第15条第2項及び第3項並びに前条の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第15条第2項中「審議会」とあるのは「審議会の審議」と、「出席しなければ、会議を開くことができない」とあるのは「書面又は電磁的記録により回答しなければ、成立しない」と、同条第3項中「出席委員」とあるのは「書面又は電磁的記録により回答のあった委員」と、前条中「出席を求め、その意見を聴くこと」とあるのは、「書面又は電磁的記録による意見を求めること」と読み替えるものとする。 第17条及び第18条 [略]	賛否を問い、会議に代えることができる。 2 第17条第2項及び第3項並びに前条の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第17条第2項中「審議会」とあるのは「審議会の審議」と、「出席しなければ、会議を開くことができない」とあるのは「書面又は電磁的記録により回答しなければ、成立しない」と、同条第3項中「出席委員」とあるのは「書面又は電磁的記録により回答のあった委員」と、前条中「出席を求め、その意見を聴くこと」とあるのは、「書面又は電磁的記録による意見を求めること」と読み替えるものとする。 第20条及び第21条 [同左]

2 宇都宮市立学校の管理運営に関する規則の一部改正

改 正 前	改 正 後
目次 第1章から第7章まで [略] 第8章 学校の財務事務及び施設，設備の管理等（第44条—第54条） 第9章 雑則（第55条—第58条） 第1条から第50条まで [略] [条を加える。] [条を加える。] 第51条から第58条まで [略]	目次 第1章から第7章まで [同左] 第8章 学校の財務事務及び施設，設備の管理等（第44条—第56条） 第9章 雑則（第57条—第60条） 第1条から第50条まで [同左] <u>（行為の禁止）</u> <u>第51条 学校敷地内においては，撮影，録音，録画，放送その他これらに類する行為（教育委員会が行う記者会見等において報道機関が行うものその他公務上支障がないものとして教育長が認めるものを除く。）をしてはならない。</u> <u>（違反者に対する措置）</u> <u>第52条 教育長は前条の規定に違反する者に対して，行為を禁止し，又は学校敷地への立入りを拒み，若しくは退去を命じることができる。</u> 第53条から第60条まで [同左]

3 宇都宮市生涯学習センター条例施行規則の一部改正

改 正 前	改 正 後
第1条から第7条まで [略] [条を加える。]	第1条から第7条まで [同左] <u>(行為の禁止)</u> 第8条 センター敷地内においては、撮影、録音、録画、放送その他これらに類する行為（教育委員会が行う記者会見等において報道機関が行うものその他公務上支障がないものとして教育長が認めるものを除く。）をしてはならない。 <u>(違反者に対する措置)</u>
[条を加える。]	第9条 教育長は前条の規定に違反する者に対して、行為を禁止し、又はセンター敷地への立入りを拒み、若しくは退去を命じることができる。
第8条及び第9条 [略]	第10条及び第11条 [同左]
第9条の2 [略]	第12条 [同左]
第10条及び第11条 [略]	第13条及び第14条 [同左]

4 宇都宮市立図書館条例施行規則の一部改正

改 正 前	改 正 後
目次 第1章 総則（第1条—第<u>3</u>条） 第2章 館内利用（第<u>4</u>条—第7条） 第3章 館外利用 第1節から第4節まで [略] 第5節 田原コミュニティプラザ図書室（第<u>19</u>条の2） 第6節 [略] 第4章 [略] 第5章 施設等の利用（第23条—第<u>27</u>条） 第6章 事務分掌（第<u>28</u>条） 第7章 雑則（第<u>29</u>条—第<u>31</u>条） 第1条及び第2条 [略] 第<u>2</u>条の2 [略] 第<u>3</u>条から第<u>5</u>条まで [略] 第<u>6</u>条 [略] 第7条から第18条まで [略] 第<u>19</u>条 [略] （田原コミュニティプラザ図書室） 第<u>19</u>条の2 [略] 第20条から第26条まで [略] [条を加える。]	目次 第1章 総則（第1条—第<u>4</u>条） 第2章 館内利用（第<u>5</u>条—第7条） 第3章 館外利用 第1節から第4節まで [同左] 第5節 田原コミュニティプラザ図書室（第<u>19</u>条） 第6節 [同左] 第4章 [同左] 第5章 施設等の利用（第23条—第<u>29</u>条） 第6章 事務分掌（第<u>30</u>条） 第7章 雑則（第<u>31</u>条—第<u>33</u>条） 第1条及び第2条 [同左] 第<u>3</u>条 [同左] 第<u>4</u>条から第<u>6</u>条まで [同左] [条を削る。] 第7条から第18条まで [同左] [条を削る。] （田原コミュニティプラザ図書室） 第<u>19</u>条 [同左] 第20条から第26条まで [同左] <u>（行為の禁止）</u>

4 宇都宮市立図書館条例施行規則の一部改正

改 正 前	改 正 後
[条を加える。]	<u>第 2 7 条 図書館敷地内においては、撮影、録音、録画、放送その他これらに類する行為（教育委員会が行う記者会見等において報道機関が行うものその他公務上支障がないものとして教育長が認めるものを除く。）をしてはならない。</u> <u>（違反者に対する措置）</u> <u>第 2 8 条 教育長は前条の規定に違反する者に対して、行為を禁止し、又は図書館敷地への立入りを拒み、若しくは退去を命じることができる。</u> <u>第 2 9 条及び第 3 3 条</u> [同左]
第 <u>2 7</u> 条から第 <u>3 1</u> 条まで [略]	

5 宇都宮市立視聴覚ライブラリー条例施行規則の一部改正

改 正 前	改 正 後
第1条から第16条まで [略] [条を加える。] [条を加える。] (委員長及び副委員長) 第17条 条例第11条の運営委員会に委員長及び副委員長1名を置き、委員がこれを互選する。 2及び3 [略] 第18条及び第19条 [略] (会議の特例) 第19条の2 第18条第1項の規定にかかわらず、委員長は、災害の発生、感染症のまん延の防止その他の理由により、会議を招集することが困難な場合その他やむを得ない理由があると認めるときは、議事の概要を記載した書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方	第1条から第16条まで [同左] <u>(行為の禁止)</u> 第17条 視聴覚ライブラリー敷地内においては、撮影、録音、録画、放送その他これらに類する行為（教育委員会が行う記者会見等において報道機関が行うものその他公務上支障がないものとして教育長が認めるものを除く。）をしてはならない。 <u>(違反者に対する措置)</u> 第18条 教育長は前条の規定に違反するものに対して、行為を禁止し、又は視聴覚ライブラリー敷地への立入りを拒み、若しくは退去を命じることができる。 (委員長及び副委員長) 第19条 条例第14条の運営委員会に委員長及び副委員長1名を置き、委員がこれを互選する。 2及び3 [同左] 第20条及び第21条 [同左] (会議の特例) 第22条 第20条第1項の規定にかかわらず、委員長は、災害の発生、感染症のまん延の防止その他の理由により、会議を招集することが困難な場合その他やむを得ない理由があると認めるときは、議事の概要を記載した書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式

5 宇都宮市立視聴覚ライブラリー条例施行規則の一部改正

改 正 前	改 正 後
式で作られた記録をいう。以下同じ。)を運営委員会の各委員に回付し、賛否を問い、会議に代えることができる。 2 第<u>18</u>条第2項及び第3項並びに前条の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第<u>18</u>条第2項中「運営委員会」とあるのは「運営委員会の審議」と、「出席しなければ、会議を開くことができない」とあるのは「書面又は電磁的記録により回答しなければ、成立しない」と、同条第3項中「出席委員」とあるのは「書面又は電磁的記録により回答のあつた委員」と、前条中「出席を求め、その意見を聴くこと」とあるのは「書面又は電磁的記録による意見を求めること」と読み替えるものとする。 第<u>20</u>条から第<u>22</u>条まで [略]	で作られた記録をいう。以下同じ。)を運営委員会の各委員に回付し、賛否を問い、会議に代えることができる。 2 第<u>20</u>条第2項及び第3項並びに前条の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第<u>20</u>条第2項中「運営委員会」とあるのは「運営委員会の審議」と、「出席しなければ、会議を開くことができない」とあるのは「書面又は電磁的記録により回答しなければ、成立しない」と、同条第3項中「出席委員」とあるのは「書面又は電磁的記録により回答のあつた委員」と、前条中「出席を求め、その意見を聴くこと」とあるのは「書面又は電磁的記録による意見を求めること」と読み替えるものとする。 第<u>23</u>条から第<u>25</u>条まで [同左]

6 宇都宮市教育委員会の組織及び運営に関する規則の一部改正

改 正 前	改 正 後
目次 第1章から第5章まで [略] 第1条から第18条まで [略] (図書館) 第19条 図書館は、宇都宮市立図書館条例施行規則（昭和56年教育委員会規則第3号。以下この条、第20条及び第21条において「規則」という。）第<u>28</u>条第1項に規定する事務を行うものとする。 2 宇都宮市立中央図書館（以下「中央図書館」という。）は、前項に定めるもののほか、規則第<u>28</u>条第2項に規定する事務を行うものとする。 (田原コミュニティプラザ図書室の事務執行職員) 第20条 規則第<u>19</u>条の<u>2</u>に規定する田原コミュニティプラザ図書室における事務を執行する職員は、法第180条の3の規定により、宇都宮市コミュニティプラザ条例（平成19年条例第12号）第2条に規定する宇都宮市田原コミュニティプラザの業務を分掌する市長の職員をもって充てる。 第21条 [略] (視聴覚ライブラリー) 第22条 宇都宮市立視聴覚ライブラリー（以下「視聴覚ライブラリー」という。）は、宇都宮市立視聴覚ライブラリー条例施行規則（昭和56年教育委員会規則第4号）第<u>20</u>条に規定する事務を行うものとする。 第23条 [略]	目次 第1章から第5章まで [略] 第1条から第18条まで [略] (図書館) 第19条 図書館は、宇都宮市立図書館条例施行規則（昭和56年教育委員会規則第3号。以下この条、第20条及び第21条において「規則」という。）第<u>30</u>条第1項に規定する事務を行うものとする。 2 宇都宮市立中央図書館（以下「中央図書館」という。）は、前項に定めるもののほか、規則第<u>30</u>条第2項に規定する事務を行うものとする。 (田原コミュニティプラザ図書室の事務執行職員) 第20条 規則第<u>19</u>条に規定する田原コミュニティプラザ図書室における事務を執行する職員は、法第180条の3の規定により、宇都宮市コミュニティプラザ条例（平成19年条例第12号）第2条に規定する宇都宮市田原コミュニティプラザの業務を分掌する市長の職員をもって充てる。 第21条 [略] (視聴覚ライブラリー) 第22条 宇都宮市立視聴覚ライブラリー（以下「視聴覚ライブラリー」という。）は、宇都宮市立視聴覚ライブラリー条例施行規則（昭和56年教育委員会規則第4号）第<u>23</u>条に規定する事務を行うものとする。 第23条 [同左]



「カスタマーハラスメント」から職員を守り、 安心して働ける職場環境づくりに取り組みます

近年、増加している悪質クレームや不当要求などの迷惑行為、いわゆる「カスタマーハラスメント」から職員を守るため、各種対策に取り組み、職員が安心して働ける職場環境づくりを進めてまいります。

行政経営部 危機管理課
理財部 管財課
行政経営部 人事課

（職員研修、今後の検討事項に関する問い合わせ先 危機管理課 課長 石川 直樹 028-632-2653）
（「宇都宮市庁舎管理規則」の改正、録音機能付電話の導入に関する問い合わせ先
管財課 課長 大橋 憂子 028-632-2143）
（職員証に関する問い合わせ先 人事課 課長 田上 誠 028-632-2071）

1

具体的な取組について



1 職員研修の強化【令和6年4月1日～】

迷惑行為に対して組織一丸となって対応するため、管理監督職向けの研修プログラムに迷惑行為対策に関する管理監督職の役割を明記するとともに、不当要求等対策顧問弁護士によるロールプレイング型のクレーム対応研修の実施回数を増やすなど、研修内容を強化しました。

2 無断撮影行為などの迷惑行為への対策強化【令和6年5月1日～】

来庁者や職員のプライバシー、肖像権や個人情報の保護等の観点から「宇都宮市庁舎管理規則」等を改正し、庁舎内における「撮影、録音、録画、放送その他これに類する行為（市が行う記者会見等において報道機関が行うもの、市の職員が職務上行うもの、その他公務上支障がないものとして市長が認めるものを除く。）」を禁止行為とします。

※ なお、この度の規則改正は、迷惑行為を防止することを目的としたものであり、公開文書閲覧時の当該文書の撮影や婚姻届提出時の記念撮影など、正当な理由による撮影行為等を禁止するものではありません。

2

報告第 3 6 号

令和 6 年度宇都宮市返還免除型育英修学資金貸付者の選考結果について
令和 6 年度宇都宮市返還免除型育英修学資金貸付者の選考結果について，次
のように報告する。

令和 6 年 7 月 2 2 日提出

宇都宮市教育委員会
教育長 小堀 茂雄

別紙のとおり

令和6年度宇都宮市返還免除型育英修学資金貸付者の選考結果について

◎ 趣 旨

返還免除型育英修学資金貸付制度において、選考基準に基づき育英修学生を決定したことから、その結果について報告するもの

1 制度の概要

(1) 目的

市内に居住し本市の振興に寄与する有為な人材を育成するため、大学等に在学する者に対し学資を貸し付けることで、教育費の負担軽減や若年層の定住促進を図ることを目的とする。

(2) 対象学校

学校教育法の規定に基づく大学、短期大学、大学院、専修学校（修業年限が2年以上の専門課程）

(3) 申請資格

- ア 本市市民の被扶養者で、経済的理由により修学が困難である者
- イ 成年で独立の生計を営み、確実な保証能力があり、市税の滞納がない連帯保証人を2名選任できる者
- ウ 前年中の認定所得金額が本市の定める所得基準額以下である者
- エ 過去に返還免除型育英修学資金貸付制度の貸付けを受けたことがない者
- オ 最終学校卒業後、本市に居住を希望する者

(4) 貸付額 月額2万円

(5) 免除の条件

最終学校を卒業した翌月から1年以内に本市に居住し、かつ5年間居住を継続した時に返還が免除される。

2 募集及び選考の内容

(1) 募集内容

- ・ 募集時期 令和6年1月4日～2月29日
- ・ 募集人数 大学・短期大学・専修学校：20名程度
大学院：若干名

(2) 選考内容

・ 一次選考（書類審査）

全応募者について、「出身学校長が評価する人物所見及び活動実績」、「出身校の学習評定」、「所得（源泉徴収票等）」を総合的に評価する。

・ 二次選考（面接試験、小論文試験）

一次選考合格者について、「面接試験」、「小論文試験」により、進学先での学習意欲や本市への貢献意欲、人物を評価するとともに、「所得（源泉徴収票等）」により経済状況を勘案し、総合的に評価する。合格者は奨学生等選考委員会において決定する。

・ 所得基準審査

二次選考合格者について、「所得（市民税課税状況による調査）」を確認し、本市の定める所得基準を満たす者を育英修学生として採用する。採用者は奨学生等選考委員会において決定する。

3 選考結果

申請人数34名のうち、不合格者1名・辞退者1名を除く32名を、令和6年度育英修学生として採用した。

区分	申請人数	交付人数	辞退者数	不合格者数
大学・短期大学・専修学校（専門課程）	31名	29名	1名	1名
大学院	3名	3名	0名	0名
計	34名	32名	1名	1名

（参考）過去3か年の実績

年度	区分	申請人数	交付人数	辞退者数	不合格者数
R3	大学・短期大学・専修学校（専門課程）	29名	24名	1名	4名
	大学院	0名	0名	0名	0名
R4	大学・短期大学・専修学校（専門課程）	25名	19名	1名	5名
	大学院	0名	0名	0名	0名
R5	大学・短期大学・専修学校（専門課程）	23名	20名	1名	2名
	大学院	0名	0名	0名	0名

報告第 3 7 号

育英事業における収納対策について

育英事業における収納対策について、次のように報告する。

令和 6 年 7 月 2 2 日提出

宇都宮市教育委員会

教育長 小堀 茂雄

別紙のとおり

育英事業における収納対策について

◎ 趣 旨

育英事業における収納対策について、令和5年度の実績及び令和6年度の取組について報告するもの

1 令和5年度の収納率

(単位：円)

	調定額	収入済額	収入未済額	収納率	前年差	滞納者数 (※)
現年	211,378,976	204,296,841	7,082,135	96.6%	▲0.3	119名 (R4:129名)
過年	29,174,100	7,192,425	21,981,675	24.7%	+6.4	106名 (R4:104名)
計	240,553,076	211,489,266	29,063,810	87.9%	▲1.2	165名 (R4:174名)

※ 滞納者数の計は現年・過年いずれも滞納している者を除く実人数

<参考>これまでの推移

(単位：円)

年度	調定額	収入済額	収入未済額	収納率	前年差	滞納者数	返還者数
令和元	256,776,400	230,454,400	26,322,000	89.7%	+0.5	148名	1,671名
2	234,615,045	208,141,895	26,473,150	88.7%	▲1.0	141名	1,687名
3	259,199,995	232,271,295	26,928,700	89.6%	+0.9	145名	1,701名
4	267,642,666	238,468,566	29,174,100	89.1%	▲0.5	174名	1,686名
5	240,553,076	211,489,266	29,063,810	87.9%	▲1.2	165名	1,559名

2 令和5年度の実績と滞納者の状況

(1) 主な取組

① 民間委託を活用した継続的な納付指導等【継続】

- 滞納者の滞納状況に応じて、滞納期間が3か月に満たない者については、文書督促や納付案内センターによる電話催告を行い、早期かつ効率的な納付勧奨を実施
- 3か月以上滞納した者については、債権回収業者への委託を行い、当該滞納者や連帯保証人に対する電話、文書及び訪問による継続的な納付指導等を実施
- 滞納の早期解消を図るため、滞納額が少額の内に積極的に催告を行ったことにより、過年度収納率の上昇につながった。

主な実績

【催 告 件 数】電話催告 1,277件／文書催告 1,822件／訪問催告 24件
 【納付案内センター】収納件数及び金額 166件 2,014千円
 【債権回収株式会社】収納件数及び金額 32件 2,941千円

② 督促状送付時における納付書等の同封【新規】

督促状送付時に、滞納月分の納付書を併せて送付するとともに、スマートフォン決済の案内チラシを同封し、滞納の速やかな解消、自主的な納付を促した。

主な実績

【スマートフォン収納実績】 129件/1,615千円 (R4:69件/801千円)

(2) 滞納者の状況

現年度滞納者数が減少したことにより総滞納者数は減少したが、過年度滞納者の固定化並びに1人あたりの滞納額が累積している状況にある。

3 令和6年度の取組

(1) 民間委託を活用した継続的な納付指導【継続】

滞納者の滞納状況に応じて、納付案内センターや債権回収業者の活用による、本人及び連帯保証人に対する電話、文書及び訪問など、継続的かつ効果的な納付指導を徹底する。

(2) Web口座振替受付サービスの加入促進【新規】

口座振替のより一層の促進を図るため、令和6年度よりWeb口座振替受付サービスを導入（市中銀行やネット銀行など22の金融機関）したことから、納付書払いの返還者に対し納付書発送時や督促状送付時にサービス利用の案内を送付する。

(3) 返還しやすい仕組みづくり【継続】

国が実施している、月々の返還額を減らす減額返還制度（返還総額は不変）などを参考にしながら、病気等による収入減や子育て時期における支出増加など、個人の経済状況やライフステージに応じた返還しやすい仕組みの導入に向けて検討を進める。

第38回宇都宮マラソン大会の開催について

◎ 趣 旨

「マラソンを通して走る楽しさと家族の絆を深めること」に重点をおき，市民に運動する場の提供と心身の健康増進に寄与するために開催する，第38回宇都宮マラソン大会の実施内容について情報提供するもの

○ 大会概要

- (1) 日 時 令和6年11月17日（日）
- (2) 会 場 清原中央公園・清原工業団地内道路
- (3) 参 加 者 5,100人
- (4) 実施内容

種目	定員	参加料
2 k m（保護者ペアマラソン）	750組	2,600円
3 k m（小学生4～6年生）	400名	1,300円
5 k m（中学生・一般）	1,000名	3,800円（中学生1,300円）
10 k m（一般）	1,200名	4,000円
ハーフマラソン（一般）	1,000名	4,500円

○ 参加申し込み

令和6年7月16日（火）～9月30日（月） ※インターネットのみ

○ 今大会の主な催し

- ・ 前回大会好評だったU字工事に加え，大島美幸氏（森三中）をゲストとして招待し，会場ステージでトークショー等を実施。
- ・ 会場内においてグルメフードフェスの開催や特産品販売を実施。

【参考】令和5年度 第37回大会の参加状況

- ・ 参 加 者 4,007人（来場者 約13,000人）
- ・ 最高齢者 市民男性：85歳（5 k m完走），市民女性：83歳（5 k m完走）
- ・ 遠隔地者 北＝北海道，南＝鹿児島



※ぎょうざ断ち

してきた
んだから
……!

この瞬間の
ためにずっと

※ぎょうざ断ち……マラソン完走後のぎょうざを
より美味しく感じるために、
一定の期間ぎょうざを我慢すること。

第38回

宇都宮マラソン大会

伸びやかに 空駆けぬけよ 宮の路

11/2024
17

清原中央公園・清原工業団地内及び周辺道路

AM9:00 START

申込期間

2024/7/16火 - 9/30月

※各種目、受入人数になり次第締切

申込方法

インターネット
のみ



QUEST



Supported by とちぎテレビ

2km

小学1～3年生と保護者のペア(学年別)……各250組

5km

中学生(男女クラス別)……計200名

10km

一般(男女クラス別)……計1,200名

3km

小学4～6年生(男女クラス別)……計400名

一般(男女クラス別)……計800名

ハーフ

一般(男女クラス別)……計1,000名

招待選手 郡司 貴大

宇都宮市陸上競技協会推薦

主催

宇都宮マラソン大会実行委員会

(構成団体)

宇都宮市・下野新聞社・宇都宮市教育委員会・宇都宮市スポーツ協会・宇都宮市陸上競技協会・宇都宮市スポーツ推進委員会・宇都宮商工会議所・宇都宮マラソン清原地区協力会・宇都宮市交通指導員連絡協議会・宇都宮河内地区中学校体育連盟・宇都宮市小学校体育連盟・とちぎテレビ・栃木県宇都宮土木事務所・宇都宮ライトレール・宇都宮市スポーツ振興財団

主管

宇都宮マラソン大会実行委員会事務局(宇都宮市スポーツ振興財団内)

後援

栃木県・栃木県教育委員会・宇都宮市民意識推進協議会・栃木県高等学校体育連盟・宇都宮観光コンベンション協会・栃木放送・NHK宇都宮放送局・エフエム栃木

協力

栃木県警察本部・宇都宮東警察署・他関係協力団体

連絡先

宇都宮マラソン大会実行委員会事務局 宇都宮市体育館内 028(663)1611

協賛

